平成３０年（フ）第１１８号
京都市山科区御陵大津畑町32番地６
債務者　さ～くること　仲田　憲悟
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今堀　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１４３号
京都市伏見区横大路畔ノ内23番地２　ヴィエルジュ　102号室
債務者　葵装工こと　西　　英行
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　旭彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
愛知県愛西市根高町郷前143番地８
債務者　古谷惠美子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成３０年（フ）第１５４号
埼玉県新座市片山３丁目１番14号
債務者　ジー　エイチ　ダンミカ　ジヤヤナンダナこと　ガルボッカ　ヘワゲ　ダンミカ　ジャヤナンダナ
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　伸幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２６８号
三重県いなべ市大安町中央ヶ丘１丁目2971番地174
債務者　川内　　哲
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仙敷企見雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３２号
長崎県長崎市上小島２丁目８番30号
債務者　海林　松美
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多良　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９号
秋田県能代市字大瀬儘下21番地29
債務者　保坂　雅夫
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　秀俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第７５４号
埼玉県川越市豊田町３丁目20番地５　（Ｇｅｎｓ・Ｓｏｌｅｉｌ102）
債務者　小林喜三郎
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７５５号
埼玉県川越市豊田町３丁目20番地５　（Ｇｅｎｓ・Ｓｏｌｅｉｌ102）
債務者　小林　晴子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７４号
神奈川県横浜市港南区上大岡東１丁目21番１－818号
債務者　下島　妙禮
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
北海道旭川市忠和５条５丁目４番４号　サンパティーク201
債務者　箭原　佑樹
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４９号
北海道上川郡下川町北町69番地
債務者　西田　和己
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６号
長崎県諫早市白岩町13番地19、旧住所長崎県諫早市白岩町37番地３
債務者　橋本　関雄
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
山口県周南市入船町１番８－301号、前住所山口県周南市千代田町６番３号　愛徳ビル603号
債務者　中村カツ子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　寛己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第６号
北海道小樽市緑２丁目７番２号、前住所北海道小樽市色内１丁目３番19号　ハタコーポラス21号室
債務者　藏本　孝幸
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村越　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１９号
宮城県大崎市古川北町１丁目７番20号　西塚コーポ101号
債務者　堀籠　福美
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係